

住宅の省エネ改修工事に係る固定資産税の減額措置について

平成 20 年 4 月 1 日以降に次の要件を満たす省エネ改修工事(熱損失防止改修工事)をおこなった住宅は、固定資産税の減額措置が受けられます。

●対象となる家屋

- (1)平成 20 年 1 月 1 日以前に建てられた住宅(賃貸住宅は除く)
- (2)改修後の住宅の床面積が 50 m²以上 280 m²以下であること
- (3)併用住宅の場合、住宅部分の床面積が全体の 2 分の 1 以上であること
- (4)平成 20 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に改修工事がおこなわれたもの
- (5)次の 1~4 の工事のうち、1 を含む工事であること
 1. 窓の断熱改修工事 (二重サッシ化、複層ガラス化等)※必須
 2. 床の断熱改修工事 (断熱材)
 3. 天井の断熱改修工事(断熱材)
 4. 壁の断熱改修工事 (断熱版等)

(注)太陽光パネルの設置は減額措置の対象になっておりません。
- (6)工事費の自己負担額が一戸あたり 50 万円超のもの
(平成 25 年 3 月 31 日までに契約した改修工事については 30 万円超)
※助成や給付等の補助金を受けている場合は、その金額を改修工事費から控除して自己負担額を算定します。
- (7)現行の省エネ基準に適合した工事であることの証明がされたもの

●長期優良住宅の認定等(一定の省エネ改修を行い、増改築により認定長期優良住宅に該当することになった場合)

- (1)平成 29 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に改修工事が行われたもの
- (2)改修後の床面積が 50 m²以上 280 m²以下であること
- (3)長期優良住宅として沖縄県知事の認定を受けていること

●減額される税額

改修した住宅(居住部分のみ対象)の固定資産税額の3分の1を減額(認定長期優良住宅の場合は3分の2を減額)。

※1戸あたり120㎡相当分を限度とします。

●減額期間

省エネ改修工事が完了した年の翌年度分のみ減額されます。

●手続き方法

改修工事完了後3か月以内に、必要書類を名護市税務課資産税係へ提出してください。

●必要書類

- (1) 住宅の省エネ改修工事に係る固定資産税減額措置の適用申告書
- (2) 熱損失防止改修証明書、平成29年4月1日以降に工事が完了した場合は「増改築等工事証明書」
(建築士※、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関または住宅瑕疵担保責任保険法人が発行します。)
- (3) 領収書(省エネ改修工事費用を確認できるもの)の写し
- (4) 補助金等の交付決定通知書等の写し(補助金等を受けた場合のみ)
- (5) 認定通知書の写し(認定長期優良住宅に該当することになった場合のみ)

※「熱損失防止改修証明書」を発行できる建築士は、建築士法第23条の3第1項の規定による登録を受けた建築士事務所に属する建築士とされています。

※建築士発行の場合は、証明をおこなった建築士の免許証の写しを添付してください。

●注意事項

- (1) 「住宅の耐震改修工事に係る減額措置」と併用して受けることはできません。(「住宅のバリアフリー改修工事に係る減額措置」とは併用可能。)
- (2) 1戸につき1回限りの減額措置です。

問い合わせ先

名護市役所 税務課 資産税係 ☎0980-53-1212(内線185)